

(別記)

要求書

解雇手當

- 一 三ヶ月以上六ヶ月未満日給十五分
 - 一 六ヶ月以上一ヶ年未満日給四分
 - 一 一ヶ年以上一ヶ月増毎二日給一分
- 但し外ニ予告手當ヲ日給一分ニ付テ支給スルコト

退職手當

一 退職手當ハ解雇手當ノ三割ニシテ支給スルコト

右要求候也

昭和二年三月十六日

宇山クニホシ 専任職員一同

宇山初藏 殿

別記

歎願書

今般我々ハ左記条項ヲ貴殿ニ歎願致シマス

此ノ歎願書ノ回答ハ今日午後四時迄ニ御願申シマス

左ノ如ク

- 一 賃金三割値上げスルコト (但男工、女工)
- 二 晝間休三十分ヲ一時間ニスルコト
- 三 年二回昇給スルコト (但し一回十%以上)
- 四 今、空ヲ設置スルコト
- 五 衛生ヲ完備スルコト
- 六 残業半當ハ一時間毎ニ二分ヲ増スコト
- 七 徹夜ノ代ハ二人分ヲ支給スルコト
- 八 定期休業業ニ付シテ八日給全部支拂フコト